

大気汚染防止法施行令・施行規則の改正に係る検討状況

1. 届出に関する事項

検討の結果、下表によることにした。

				大防法		安衛法 (石綿則)
				現行	改正案	
石綿含有吹付け材	除去作業	耐火・準耐火建築物	床面積 500 m ² かつ吹付け面積 50 m ² 以上			(法 88 条)
			上記以外	×		(法 88 条)
		耐火・準耐火建築物以外	×		(則 5 条)	
	封じ込め 囲い込み 作業	耐火・準耐火建築物	床面積 500 m ² かつ吹付け面積 50 m ² 以上			×
			上記以外	×		×
		耐火・準耐火建築物以外	×		×	
吹付け以外の石綿含有（保温材・耐火被覆材・断熱材）除去作業				×		(則 5 条)
その他の石綿含有成形板の除去作業				×	×	×

注) 表中の建材は次のとおり

- 石綿含有吹付け材：吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール（半湿式・湿式）・石綿含有ひる石吹付け材・石綿含有パーライト吹付け材
- 石綿含有保温材：石綿保温材・石綿含有パーライト保温材・石綿含有ひる石保温材・石綿含有けいそう土保温材・石綿含有けい酸カルシウム保温材・石綿含有水練り保温材
- 石綿耐火被覆材：石綿耐火被覆板・石綿含有けい酸カルシウム耐火被覆板（第二種）その他吹付け以外の石綿含有耐火被覆材（ひる石プラスター等）
- 石綿含有断熱材：屋根用折板裏断熱材・煙突用断熱材

< 検討結果 >

吹付け材の面積裾きりについて：

石綿側と整合させるために裾きりの廃止は妥当。これについてのみ届出増を検討。国交省の建築着工統計により 500 m²未満の建築物の比率を算定して推計する。

耐火・準耐火以外の吹付け材はあまりない模様。

ただし、分析のためのサンプリングは、届出対象とはしない。

保温材・耐火被覆材・断熱材については：

石綿則との整合を図る意味から届出対象とすることに問題はない。ただし、石綿則では、作業届出（あらかじめ提出）であり、大気汚染防止法でも14日前までの届出を緩和することができないか。（法の仕組みから無理。）

保温材等の「非石綿部での切断工法」についても、石綿則同様届出対象として、作業基準で緩和する。

小規模作業について：

届出対象からの除外、作業基準の緩和等については、更に検討が必要。

封じ込め、囲い込みについて：

これまでどおり、届出対象とする。石綿部分に触れない囲い込みも届出対象とし、作業基準で緩和する。

2. 作業基準

別表第7

	現行	改正案の考え方
解体作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場所」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気を日本工業規格Z4812に規定する放射性エアロゾル用高性能フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定建築材料の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業基準は左記の通り ・ 「JISZ4812の放射性エアロゾル用高性能フィルタ」を「HEPAフィルタ」に変更 ・ 同等以上の効果を有する措置及びその際の基準を明記（指針か？） グローブバッグ方式 非石綿部切断方式 煙突切断方式 屋根用折板断熱材除去方式

<p>解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>・ 同左</p>
<p>改修作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を除去するに当たっては一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>	<p>・ 左記に以下を追加</p> <p>八 特定建築材料の囲い込みとは、他の材料で囲い、特定粉じんを発生させないように密封することをいい、囲い込みに当たっては、一の項下欄イ、ロ、二に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>二 特定建築材料の封じ込めとは、薬液を含浸するか、又は表面に塗膜を形成させることにより、特定粉じんを飛散させないようにすることをいい、封じ込めに当たっては、一の項下欄イ、ロ、二に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ホ その他、大気汚染上支障のないものはこの限りではない。(小規模改修作業等の緩和)</p>

同等以上の効果を有する措置：全て届出対象、指針で示す

グローブバッグを用いての除去（配管保温材、吹付けの小規模除去）

- ・ 作業員は隔離の外側からの作業 作業員の出入なし、前室不要

非石綿部の切断工法（配管保温材等）

- ・ 切断行為は石綿取扱い作業ではない

独立煙突の切断工法

- ・ 切断時は、内部負圧
 - ・ 切断後は、両端シート等で密封
 - ・ 吊りおろし後、隔離用場内で内部断熱材の除去
- 屋根用折板を断熱材を付けたまま解体する方法

その他

小規模改修作業等の緩和：届出は必要？作業基準のみ緩和？指針で示せるか？

改修時の1㎡未満の吹付け、保温材等の除去

- ・天井つりボルト用アンカー設置
- ・耐震改修のためのブレース材の溶接部の除去
- ・その他

その他

以上